

# 公 告

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

令和 7 年 1 0 月 1 日

収支等命令者

佐賀県総務部法務私学課長事務取扱

佐賀県総務部副部長 金丸 政樹

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 複写サービスの提供業務（Aグループ、Bグループ）
- (2) 業 務 内 容 別紙「複写サービスの提供業務仕様書」及び「ネットワーク接続等仕様書」による
- (3) 契 約 期 間 契約締結の日から令和 1 2 年 1 0 月 3 1 日まで
- (4) 配 置 場 所 別紙「複写サービスの提供業務仕様書」による

## 2 入札参加資格に関する事項

入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、以下に掲げる要件の全てを満たす必要があります。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和 4 1 年佐賀県告示第 1 2 9 号）に基づく入札参加資格を入札書の提出時点で有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 過去 3 か年（令和 4 年から令和 6 年度までの間）で、本業務と種類及び規模を同じくする契約を締結し、又は履行中となる契約があり、その契約期間の合計が 6 か月以上で確実に履行した実績を有する者であること。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

(7) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 3 入札者に求められる義務

(1) 入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書に関係資料を添付のうえ、令和7年10月14日（火）午後5時までに、以下の担当課あてに持参又は郵送してください。（郵送の場合は、書留郵便により上記提出期限までに必着）

ア 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 複合機（45枚/分以上機）の機種名及び能力仕様書（様式第2号）

ウ 高速機（70枚/分以上機）の機種名及び能力仕様書（様式第3号）

エ サービス体制表（様式第4号）

オ サービス体制の一部を別会社へ委託する場合は、委託内容についての別会社との契約書の写し又は契約確約書

カ 同種業務の契約実績調書（様式第5号）

※担当課

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新館5階南側

佐賀県総務部法務私学課 総務調整・公益法人担当

電話 (0952) 25-7217 FAX (0952) 25-0629

E-mail : houmu-shigaku@pref.saga.lg.jp

(2) 入札者は、入札に参加する機種の選定に当たっては、県によるOCR及びバーコードの読み取りテストに合格した機種としなければなりません。読み取りテストについては、「OCR等読み取りテスト実施要領」のとおりとします。テスト印刷に係るデータ及び専用用紙（114mm×364mm納入通知書）は、県が用意します。

(3) 提出した関係書類について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

せん。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

なお、入札参加資格確認申請書等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した辞退届を書面で提出してください。

#### 4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和7年11月4日（火）までに通知します。

#### 5 入札書の提出場所等

##### （1）契約条項を示す場所、公告及び仕様書の交付場所及び問合せ先

3の担当課に同じ。

##### （2）申請書様式等の入手方法

申請書様式等については、令和7年10月1日（水）から令和7年10月14日（火）までの期間に佐賀県ホームページに掲載するとともに、上記（1）の部局で随時交付します。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

また、OCR及びバーコード読み取りテストに係るデータ及び専用用紙についても、同期間に上記（1）の部局で交付します。

##### （3）入札説明会

実施しません。

##### （4）入札及び開札の日時並びに場所

ア 日 時 令和7年11月10日（金） 午後2時

イ 場 所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号  
佐賀県庁新館11階116号会議室

ウ 入札方法 本人又はその代理人が直接持参し行うものとします。

なお、代理人が入札する場合は、入札前に「委任状」を提出してください。

#### 6 その他

##### （1）入札保証金及び契約保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。）第103条第3項第2号及び第115条第3項第3号の規定により免除します。

##### （2）入札の無効

競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札及び次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該入札について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを出した者
- エ 入札金額の内訳において積算誤りがある者
- オ 1人で2以上の入札をした者
- カ 代理人でその資格がないもの
- キ アからカまでに掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

### (3) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は、入札参加者の負担とします。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

### (4) 落札者の決定方法

- ア 落札者の決定に当たっては、有効な入札書を提出した者であって、入札書に記載された金額が予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。
- イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。この場合において、当該入札者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。
- ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいない場合は、開札後直ちに再度の入札（1回目の入札を含め3回を限度）を行います。

再入札においても落札者がいない場合は、再入札をした者のうち最低の価格で入札をした者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合は、その者と契約の締結を行うことができるものとします。
- エ 入札は、Aグループ、Bグループ別の入札とし、Aグループを落札した者は、Bグループの入札に参加できないものとします。

### (5) 入札参加資格の喪失

入札者は入札日時までにおいて、次の場合に該当することとなったときは、入札参加資格を失うものとします。

- ア 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき
- イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき
- ウ 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けたとき

- エ その他本件契約に際し、契約履行が困難になるとみられる事由が発生したとき
- (6) 仕様書等に対する質疑応答
- ア 公告及び仕様等に対し質問がある場合は、質問事項を記載した文書を、令和7年10月6日(月)の午後5時までに、下記(9)の部署に電子メールで送信してください。
- イ 質問に対する回答は、令和7年10月10日(金)までにホームページ上で行います。
- (7) この入札は、佐賀県長期継続契約に関する条例(平成17年佐賀県条例第16号)に規定する長期継続契約であり、令和8年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。
- (8) 詳細は、「複写サービスの提供業務仕様書」及び「ネットワーク接続等仕様書」を確認してください。
- (9) 契約内容を示す場所及び問合せ先
- ア 「入札手続き」、「複写サービスの提供業務仕様書」及び「OCR等読み取りテスト実施要領」に関する問合せ  
郵便番号 840-8570  
佐賀市城内一丁目1番59号  
佐賀県 総務部 法務私学課 総務調整・公益法人担当(新館5階南側)  
電 話 (0952) 25-7217 F A X (0952) 25-0629  
E-mail: houmu-shigaku@pref.saga.lg.jp
- イ 「ネットワーク接続等仕様書」に関する問合せ  
郵便番号 840-8570  
佐賀市城内一丁目1番59号  
佐賀県 総務部 行政デジタル推進課 情報監理担当(新館6階北側)  
電 話 (0952) 25-7038 F A X (0952) 25-7299  
E-mail: gyousei-digital@pref.saga.lg.jp
- (10) 2の(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望する場合は、下記部署に問い合わせてください。
- 入札参加資格認定に関する問合せ先  
郵便番号 840-8570  
佐賀市城内一丁目1番59号  
佐賀県 出納局 総務事務センター 用度・車両担当(新館2階南側)  
電 話 (0952) 25-7194 F A X (0952) 25-7280  
E-mail: soumujimu@pref.saga.lg.jp
- (11) 契約書作成の要否 要

(12) 契約単価

消費税及び地方消費税を除いた額とする。

(13) 代金の支払い方法

月末締め、請求書受領後 30 日以内の支払い

(14) 当該入札について定めのない事項については、佐賀県財務規則の規定によるものとします。